


独立行政法人国際協力機構(JICA) (資料編)

2018年2月



独立行政法人 国際協力機構

目次

I. JICA債(ソーシャルボンド)について	P. 3
II. 政策的位置づけ	P. 9
III. 円借款の概要	P. 15
IV. 民間連携、地方における取組	P. 18
V. コーポレートガバナンス	P. 22
(参考)一般勘定予算及び決算	P. 27

I. JICA債(ソーシャルボンド)について: 概要

ICMAによるSocial Bondの定義

- 2016年6月16日、グリーンボンド原則の事務局を務める国際資本市場協会 (International Capital Market Association: ICMA) は、更なるサステナブル投資の発展・普及に向けて、環境問題に加え社会課題の解決を目的とした債券をSocial Bondとして定義し、(1)対象事業例や(2)透明性確保に関するガイダンスを公表しました(※2017年6月にソーシャルボンド原則として新たに位置付けました)
- JICAは、従来、事業透明性の確保に努めており、JICA債の資金用途である有償資金協力事業は、ソーシャルボンドの特性に従うものとして、第三者機関よりセカンドオピニオンを取得しています

Social Bondの定義

1 対象事業例: Social Project

- 以下の分野などの社会開発に資する事業
 - ✓ 基礎インフラ開発 (上下水、衛生、交通等)
 - ✓ 社会サービスへのアクセス改善 (健康、教育、職業訓練、金融サービス等)
 - ✓ 住宅支援
 - ✓ 雇用創出 (マイクロファイナンス、中小企業支援)
 - ✓ 食糧安全保障
 - ✓ 社会経済開発
- ターゲット層の例示
 - ✓ 貧困ラインを下回る所得層
 - ✓ 社会における少数派グループ
 - ✓ 災害等の影響による脆弱層
 - ✓ 障害者
 - ✓ 移民・難民
 - ✓ 未教育者・未就業者

2 透明性確保のための開示項目

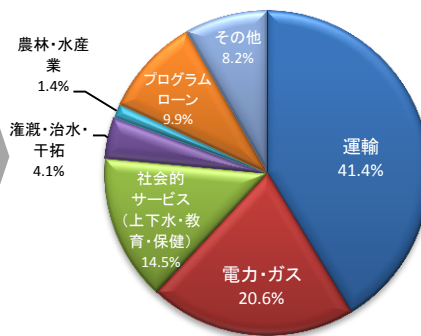
以下4項目に係る透明性が確保されていること。

- 資金用途
- 事業評価・選定プロセス
- 資金管理
- レポーティング

JICA債の現状

1 対象事業: 有償資金協力事業

■ 円借款対象事業の分野内訳



■ 円借款の事例

【交通インフラ整備に向けた支援】

- ✓ インド アーメダバード・メトロ事業(第一期)
- ✓ ウガンダ カンパラ立体交差建設・道路改良事業

【災害による脆弱層に向けた支援】

- ✓ ネパール緊急学校復興支援
- ✓ ネパール緊急住宅復興支援

【健康増進に向けた支援】

- ✓ ケニアユニバーサルヘルスカバレッジ達成のための保健セクター政策借款
- ✓ バングラデシュ母子保健および保健システム改善事業

【社会経済開発に向けた支援】

- ✓ ヨルダン財政・公的サービス改革開発政策借款

※2014~2016年度貸付承諾金額ベース

2 透明性確保の仕組み(概要)

JICAでは以下のように透明性確保に向けた取組みを進めています(詳細は後述)。

- | | |
|---------------|--|
| ■ 資金用途 | 国際連合および世界銀行の基準に基づく開発途上国において、日本政府の方針(開発協力大綱等)に沿った事業に資金が充当されます |
| ■ 事業評価・選定プロセス | 国際標準に基づく評価項目によって審査され、日本政府・外部専門家を交えた透明性のある事業評価・選定プロセスを経て、実施されています |
| ■ 資金管理 | 有償資金協力勘定はそれ以外の業務の勘定とは区分経理され、会計検査院、会計監査人、監事による点検・監査が行われます |
| ■ レポーティング | 個別事業は、事業の実施の事前・事後に定量的な効果指標を含む評価表が作成され、JICAホームページにて公表されています |

I. JICA債(ソーシャルボンド)について: 資金使途

「資金使途」における透明性確保に向けて

- JICAの有償資金協力業務の基本方針と適格基準はソーシャルボンドの特性である「社会課題の解決」に資するものです
- JICA債の調達資金の資金使途は、有償資金協力業務(円借款と海外投融資)の出融資に充当されることが、JICA法第32条に明示されており、それ以外の業務に使われることはありません

基本方針に基づいた事業の実施

- JICAの有償資金協力業務は、日本政府の開発協力の基本方針である開発協力大綱に基づき実施されており、その理念・重点政策は、開発途上国の社会課題の解決に資するものです

開発協力大綱の概要

①理念

1) 開発協力の目的

- ・国際社会の平和と安定及び繁栄の確保
- ・日本の平和と安定の維持・更なる繁栄の実現
- ・安定性・透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現
- ・普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護

2) 基本方針

- ・非軍事的協力による平和と繁栄への貢献
- ・人間の安全保障の推進
- ・自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自律的發展に向けた協力

②重点政策

1) 重点課題

- ・「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅
- ・普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
- ・地球規模課題への取り組みを通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

2) 地域別重点課題

- ・世界の各地域に対し、その必要性と特性に応じた協力を戦略的、効果的かつ機動的に実施
- ・地域統合、地域レベルでの取組、広域開発、連結性強化等の動きを踏まえる
- ・各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力の実施

所得階層分類に基づく適格基準

- JICAの有償資金協力業務は、国連・世界銀行の所得階層分類に基づき、LDC(*)～卒業移行国への支援を実施することが定められています

図表: 所得階層(一部抜粋)(2017年度)

所得階層	一人あたりGNI	国
LDCのうち貧困国		アフガニスタン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コモロ、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ネパール、ハイチ、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、南スーダン、ミャンマー、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
L D C 又は 貧困国(US\$ 1,025以下)		アンゴラ、イエメン、カンボジア、キリバス、サントメ・プリンシペ、ザンビア、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、赤道ギニア、ソロモン諸島、ツバル、バヌアツ、パングラデシュ、東ティモール、ブータン、モリタニア、ラオス、レソト
低・中所得国	US\$ 1,026以上 US\$ 4,035以下	アルメニア、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、エジプト、エルサルバドル、ガーナ、カーボベルデ、カメルーン、キルギス、グアテマラ、ケニア、コンボ、コートジボワール、コンゴ共和国、サモア、シリア、スリランカ、スワジランド、タジキスタン、チュニジア、ナイジェリア、ニカラグア、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム、ボリビア、ホンジュラス、ミクロネシア、モンゴル、モルドバ、モロッコ
中進国以上	US\$ 4,036以上 US\$ 12,475以下	アゼルバイジャン、アルジェリア、アルゼンチン、アルバニア、イラク、イラン、エクアドル、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、ジョージア、スリナム、セルビア、セントビンセント・グレナディーン、セントルシア、タイ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナミビア、パナマ、パラオ、パラグアイ、フィジー、ブラジル、ブルガリア、ペルー、ペリール、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、マケドニア、マーシャル諸島、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モリシャス、モルディブ、モンテネグロ、ヨルダン、リビア、ルーマニア、レバノン

I. JICA債(ソーシャルボンド)について: 事業評価・選定プロセス

「事業評価・選定プロセス」における透明性確保に向けて

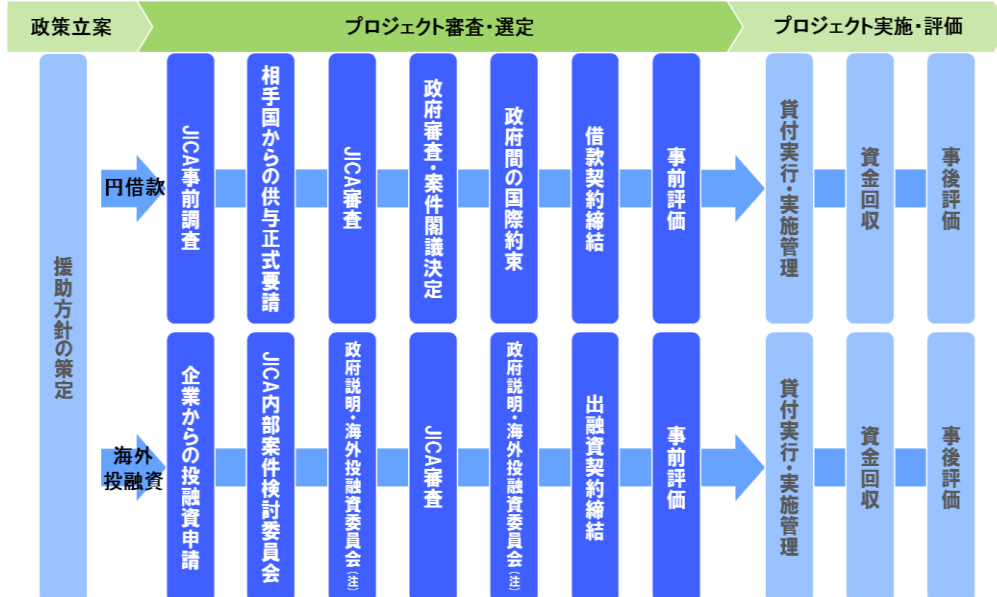
- JICAの有償資金協力業務の個別事業は、国際標準に基づく評価項目によって審査され、日本政府・外部専門家を交えた透明性のある事業評価・選定プロセスを経て、実施されています
- 事業実施に伴う環境・社会への配慮に関しても事業進捗の各段階で積極的に取り組んでいます

基本方針に基づいた事業の実施

- 事業評価・選定は、経済協力開発機構が定める国際標準である「DAC評価5項目」に基づき行われます
- その結果は事前評価表として全案件がJICAホームページに公開されます

環境・社会への配慮

- JICAの有償資金協力業務では、環境社会配慮ガイドラインに基づき、開発事業が与える可能性のある環境社会影響の回避・緩和に努めています
- JICAは、環境社会配慮に関する助言を得るために、公募で選ばれた外部の専門家からなる「環境社会配慮助言委員会」を常設しているのに加え、必要に応じて臨時委員会を任命しています
- 上記に加え、理事長直属の異議申立審査役を設置し、個別事業により影響を受けた／受ける可能性のある住民2人以上による異議申立制度を設けています



(注) 第三者から構成され、海外投融資の実施に関し、開発援助及び金融等の知見を踏まえて助言を行うもの。

(URL) http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/index.html



(URL) <http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>

I. JICA債(ソーシャルボンド)について: 資金管理

「資金管理」における透明性確保に向けて

- JICAでは会計検査院、会計監査人、監事の3者体制による検査・監査の仕組みにより常時点検・確認されています
- JICA法第17条に基づき、有償資金協力業務とそれ以外の業務は、経理を区分し、それぞれの勘定(有償資金協力勘定、一般勘定)を設けて、整理されており、両勘定間の資金流用は認められていません

検査・監査体制

- JICA事業における資金管理は、各法律に基づき、会計検査院、会計監査人、監事による検査・監査の仕組みにより常時点検・確認されています()内は根拠法



- ① **会計検査院**: 国や法律で定められた機関の会計を検査し、会計経理が正しく行われるように監督する機関。
(日本国憲法第90条および会計検査院法第20条)
- ② **会計監査人**: 公認会計士または監査法人。独立行政法人は財務諸表、事業法億書及び決算報告書について会計監査人の外部監査を受けねばならない。
(独立行政法人通則法第39条)
- ③ **監事**: JICA内部の保有財産及び理事の業務執行を内部監査する役職。JICAでは3名の監事を置いている。
(独立行政法人通則法第18条およびJICA法8条)

「資金管理」に関する情報公開

- JICAのホームページでは事業年度毎の決算公告として左に示す監査結果を公開しています

JICA 独立行政法人 国際協力機構

文字サイズ 標準 大きく English | Français | Español

サイトマップ | よくある質問 | お問い合わせ Google カスタム検索

国際協力に参加したい方 | NGOの方 | 研究者の方 | メディアの方 | 企業の方 (民間連携) | 投資家の方 | サイト活用ガイド

ホーム | JICAについて | 事業・プロジェクト | 各国における取り組み | ニュース | 国際協力・ODAについて

ホーム > JICAについて > 情報公開 > 決算公告 > 平成28事業年度決算公告

ページを共有する

JICAについて

組織情報

- ▶ JICAのビジョン
- ▶ 事業展開の方向性
- ▶ 理事長あいさつ・活動内容
- ▶ 組織概要
- ▶ 国内・海外のJICA拠点
- ▶ 年次報告書

情報公開

- 情報公開制度
- 個人情報保護制度
- ▶ コーポレートガバナンス
- ▶ 環境への取り組み
- ▶ 安全対策

各種情報

- ▶ 調達情報
- ▶ 投資家情報
- ▶ 職員採用情報
- ▶ 人材募集・研修

● 平成28事業年度決算公告

一般勘定

- 財務諸表 (PDF/606KB)
- 事業報告書 (PDF/687KB)
- 決算報告書 (PDF/98.3KB)
- 会計監査報告 (PDF/928KB)
- 監査報告 (PDF/69.2KB)

有償資金協力勘定

- 財務諸表 (PDF/395KB)
- 業務報告書 (PDF/399KB)
- 決算報告書 (PDF/105KB)
- 会計監査報告 (PDF/919KB)
- 監査報告 (PDF/100KB)
- (参考) 貸出金等の状況

※独立行政法人国際協力機構法第28条第1項に定める財務諸表は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書ですが、同条第2項に基づき、附属明細書を、また独立行政法人会計基準第42に基づき、任意に作成するキャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類及び行政サービス実施コスト計算書を含めて掲載しています。

I. JICA債(ソーシャルボンド)について: レポーティング

事前評価・事後評価

有償資金協力業務の全事業について、国際的なODA評価の視点である「DAC5項目」に基づき、事前評価、事後評価を実施しています。評価結果はJICAホームページで公開されており、評価値と実績値の比較から効果の検証が可能です。

(URL) <http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>

年度実績

年度ごとの有償資金協力業務に関し、以下項目について年次報告書で公表しています。

国別・セクター別 新規承諾件数、新規承諾額
国別貸付実行実績
国別出融資実行額
国別出融資回収額
国別出融資残高

(URL) <http://www.jica.go.jp/about/report/index.html>

持続可能な開発目標(SDGs)への貢献

JICAは2001年～2015年において、ミレニアム開発目標(MDGs)に取り組んできました。

2016年～2030年においては、MDGsにおいて未達成となった、初等教育の完全普及や乳幼児死亡率の削減等に、環境や成長・雇用といった経済的視点も加味された、持続可能な開発目標(SDGs)に取り組んでいきます。日本全体の取り組み結果の公表は政府のSDGs実施指針の中で、以下の方向で検討されており、JICAもその成果を公表していく予定です。

「今後、2030年までの間、統計データを積極的に活用しつつ、また、KPI(重要業績指標)となる具体的な指標を可能な限り導入し、これに基づいて、本実施指針の取組状況の確認や指針の見直し(フォローアップ・レビュー)を実施し、その結果について適切な形で公表する。また、グローバル指標又はわが国が定めた指標に基づいて国連への取組状況の報告も、適切に行う。」

(SDGs実施指針「フォローアップ・レビュー」より抜粋)

SDGsから見るJICAの取り組み実績



I . JICA債(ソーシャルボンド)について: セカンドオピニオン~

「セカンド・オピニオン」の取得

- JICAは、JICA債の発行にあたり、ICMAが発行するソーシャルボンド原則(SBP)に基づき、「ソーシャルボンドとしてのJICA債」について、株式会社日本総合研究所(以下、日本総研)からのセカンド・オピニオンを取得しています
- ソーシャルボンド原則では、より透明性ある情報開示をするために、発行体に対する外部レビューの取得を推奨しており、セカンドオピニオンはその手法の1つです



「セカンド・オピニオン」の概要

- 今回取得したセカンド・オピニオンにおいて、**「JICA債」はソーシャルボンド原則が示す、社会課題への対応を目的とした「ソーシャルボンド」の特性に従うものである**、との評価を得ています
- 上記の評価は、ソーシャルボンド原則が債券発行体に情報開示を求める「資金用途」、「事業評価・選定プロセス」、「資金管理」、「レポートイング」の4項目を日本総研が評価した結果に基づくものです

資金用途

- JICA債の調達資金が充当される有償資金協力事業では、その対象業種および対象国選定において**明瞭な適格基準が設定されている**と言える。

事業評価・選定プロセス

- JICA事業では**SBPが推奨する外部レビューの体制が十分に整備されており、透明性の担保と情報開示を実現できている**ことを評価する。

資金管理

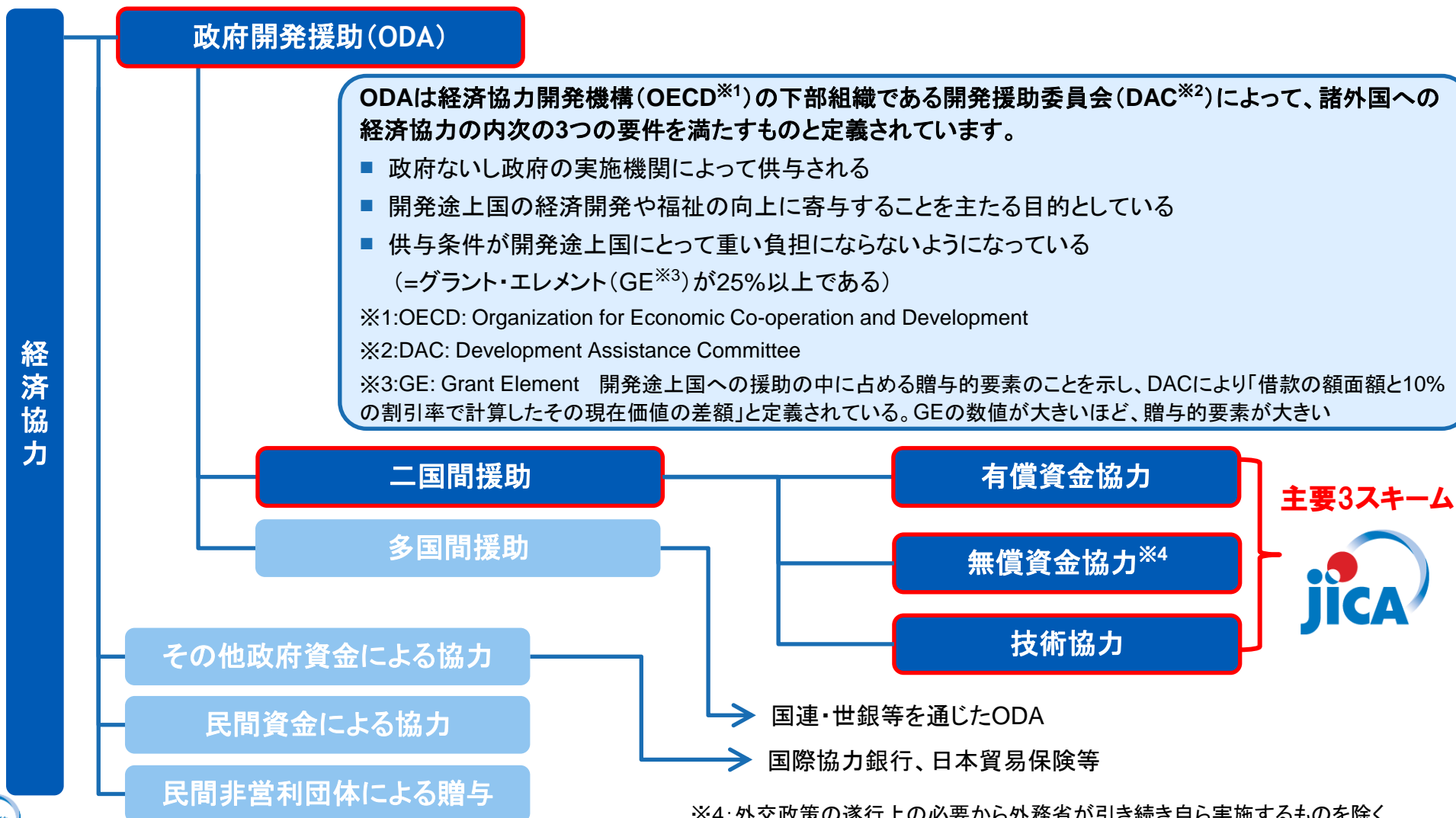
- JICA債の**調達資金は十分に透明性のあるシステムの下で管理されている**と判断する。

レポートイング

- 有償資金協力事業の全件で定量的・定性的な事前評価と事後評価が公開されており、**極めて透明性の高い情報開示が実施されている**。

Ⅱ.政策的位置づけ： 経済協力におけるJICAの役割

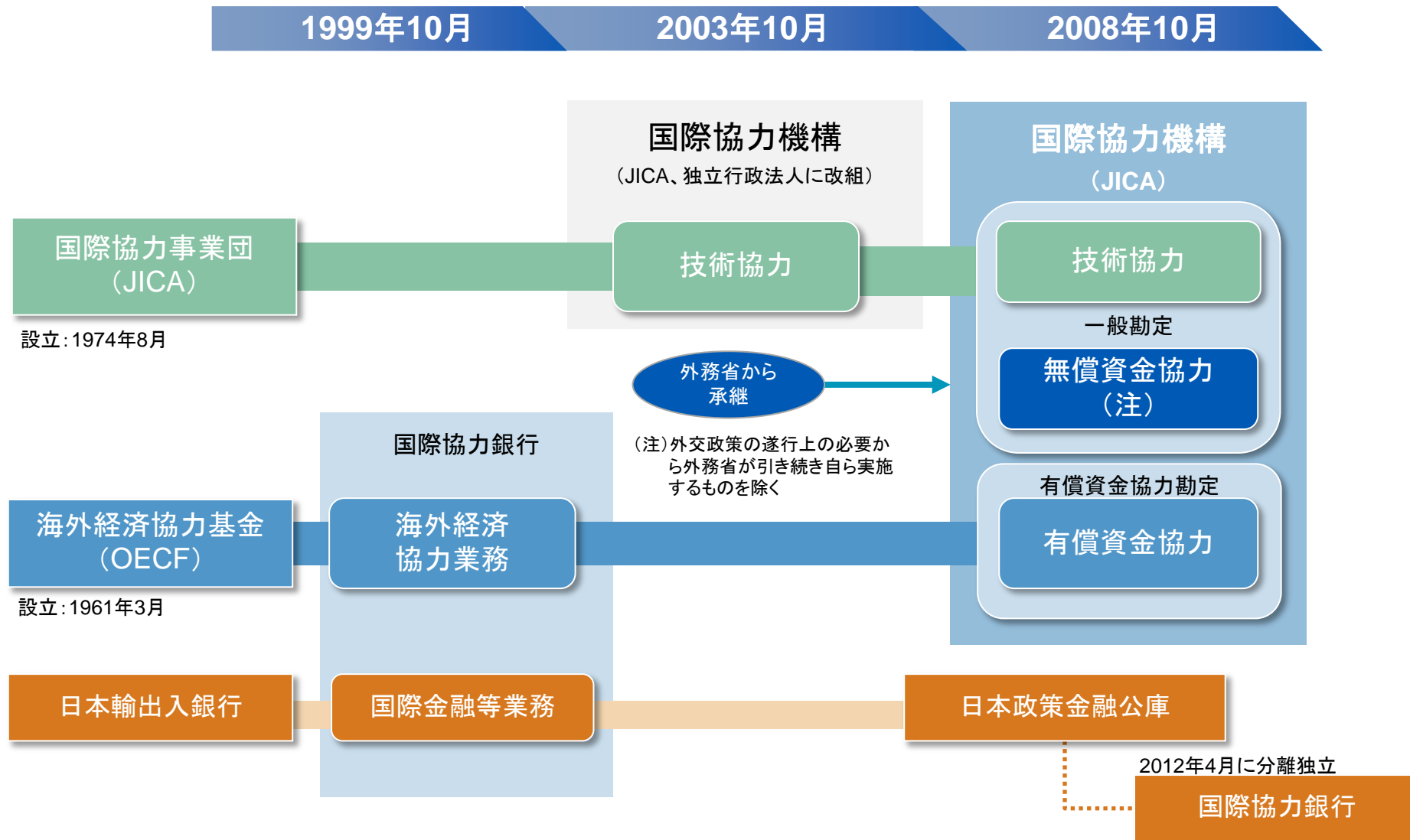
- JICAは日本の政府開発援助(ODA)を一元的に行う実施機関として、開発途上国に対する国際協力を展開しています。



※4: 外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除く

Ⅱ.政策的位置づけ： JICA組織再編経緯

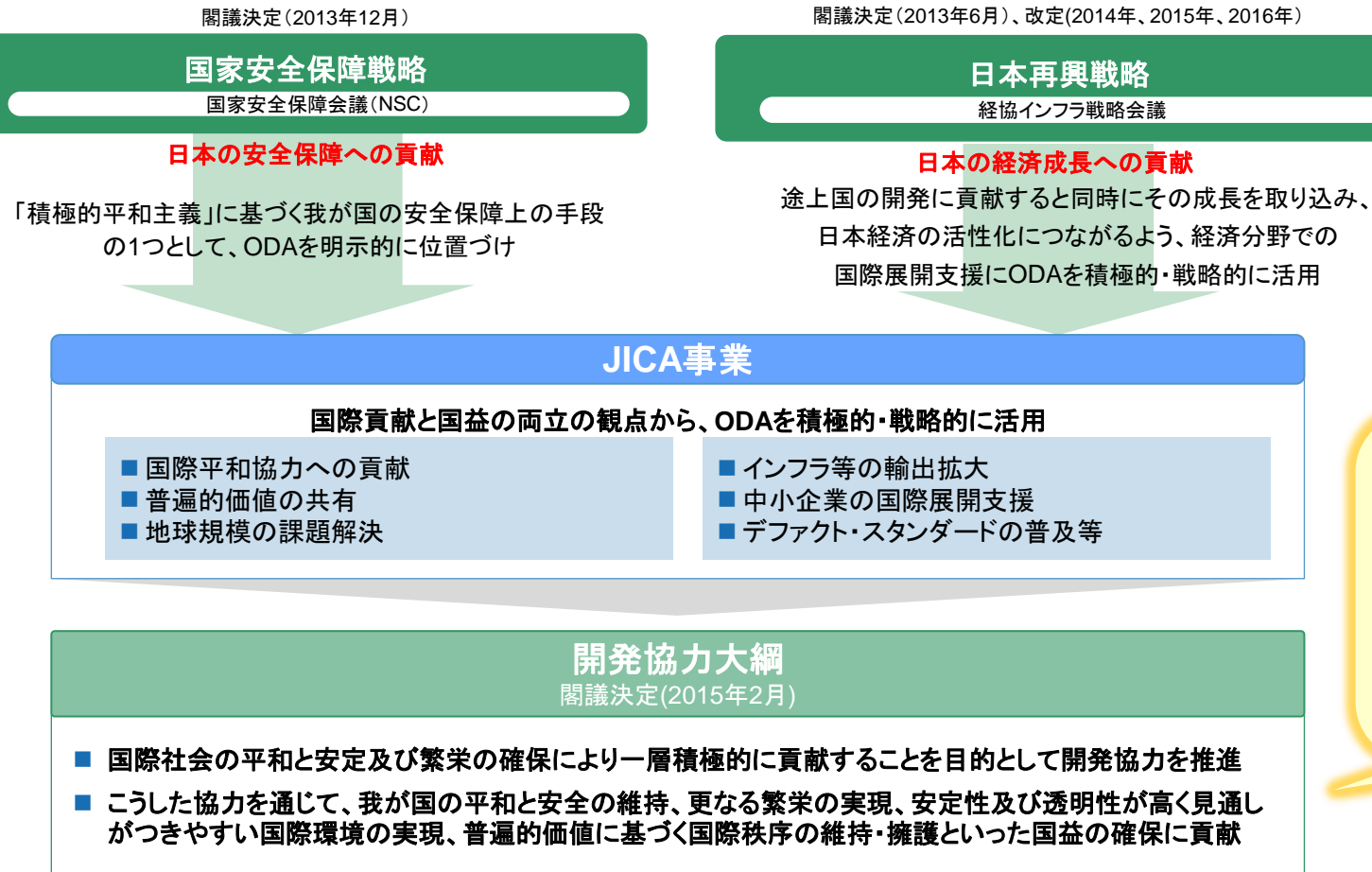
- JICAは日本の政府開発援助(ODA)を一元的に行う実施機関として、開発途上国に対する国際協力を展開しています。



Ⅱ.政策的位置づけ：日本の国家戦略とJICA事業

日本の国家戦略におけるJICAの位置づけ

- 2013年度に策定された、①「**国家安全保障戦略(NSS)**」及び、②「**日本再興戦略**」において、ODA等の事業を通じてJICAが果たすべき役割が明示的に位置づけられました。JICAに対して、経済成長戦略及び安全保障戦略という主要な二本の国家戦略における貢献が期待されており、その方針は、2015年2月に改定された「**開発協力大綱**」に引き継がれています。



II.政策的位置づけ： 質の高いインフラ投資関連施策

円借款の制度改革

- 2015年5月21に東京都内で開催された「第21回国際交流会議 アジアの未来」において、安倍総理により「質の高いインフラパートナーシップ」を支える4本の柱が公表されました。
- その後、2015年11月のASEANビジネス投資サミットにおいて「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップとして、2016年5月には伊勢志摩サミットにおいて「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」として、安部総理より円借款、海外投融資等の制度改善策が発表されました。これを受けて、JICAは円借款の利便性のさらなる向上に取り組んでまいります。

「質の高いインフラパートナーシップ」を支える4本の柱

第一の柱

日本の経済協カツールを
総動員した支援量の拡大・迅速化

第二の柱

日本とADBのコラボレーション

第三の柱

JBICの機能強化等による
リスク・マネーの供給倍増

第四の柱

「質の高いインフラ投資」の
国際的スタンダードとしての定着

円借款の制度改革

- 円借款の迅速化
- ドル建て借款の創設及び外貨返済型円借款の活用拡大
- サブ・ソブリン円借款における新たな対応（政府保証の例外的免除）
※いずれもJICAの財務健全性を確保することを前提とする施策

ADBとの業務協力

- 2015年12月17日にADBとJICAは具体的な連携枠組みにかかる覚書を締結。主な内容は以下の通り。
- PPP等民間インフラ案件支援のための信託基金創設（2016年3月30日に信託基金設立契約を締結した）
 - 公共インフラ整備促進のための開発途上国政府向け協調融資枠組み

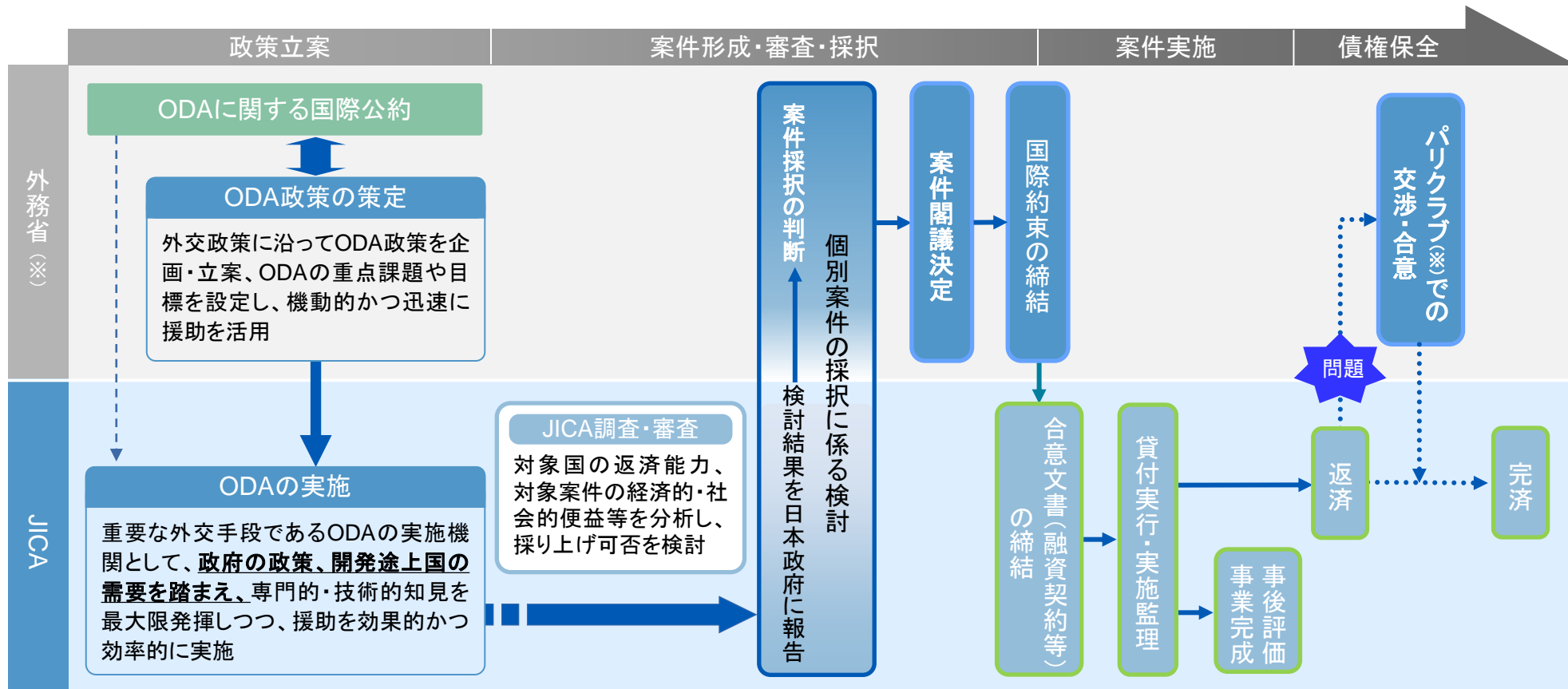
日本のインフラ技術の普及

- 途上国から視察団・研修員を積極的に受け入れ（技術協力）、日本の優れたインフラ技術をグローバルに普及
- 質の高いインフラ投資のモデルケースとしてJICAのインフラ案件を世界に発信（政府は「質の高いインフラ投資事例集」を作成し、世界中の国々と共有）

Ⅱ. 政策的立場付け: JICA業務と日本政府との関係

- JICAの業務は、日本政府のODAに関する国際公約を主とする政策に基づき、政府と連携しつつ実施されます。個別案件の審査、実施、評価などはJICAが実施しますが、方針策定から個別案件の審査・採択及び債権保全に至るまで、幅広い日本政府の関与が特徴です。

円借款事業の採択・実施手続き



有償業務について、外務省は個別案件の採択等に際し財務省及び経済産業省と協議を行う(JICA法 第42条第3項)

(※)パリクラブ: 対外債務返済の困難(国際収支困難)に直面した債務国に対し、二国間公的債務の返済負担軽減のための措置を取り決める、二国間公的債権者の非公式な会合

出所: 外務省・財務省・JICA・JBIC作成資料を基にJICAが作成

(参考) 国際社会の潮流～民間資金の動員～

- 近年、開発途上国が抱える課題が多様化・複雑化・広範化したこと、開発途上国においてODA以外の資金・活動の役割が拡大したことを受け、開発協力の範囲拡大、民間セクター、NGO等との連携の必要性が増大しています。また、公的資金のみならず、民間資金動員の重要性が国際社会の中で掲げられるようになっていきます。
- こうした潮流の下、JICA債が、開発途上国における課題解決のために民間資金を誘導する触媒としての役割を担っている旨、JICAは国際社会に対し積極的に発信しています。



(Sustainable Development Goals)

Goal 17. Strengthen the means of implementation and revitalize the Global Partnership for Sustainable Development

Finance

17.1 Strengthen domestic resource mobilization, including through international support to developing countries, to improve domestic capacity for tax and other revenue collection

17.2 Developed countries to implement fully their official development assistance commitments, including the commitment by many developed countries to achieve the target of 0.7 per cent of gross national income for official development assistance (ODA/GNI) to developing countries and 0.15 to 0.20 per cent of ODA/GNI to least developed countries; ODA providers are encouraged to consider setting a target to provide at least 0.20 per cent of ODA/GNI to least developed countries

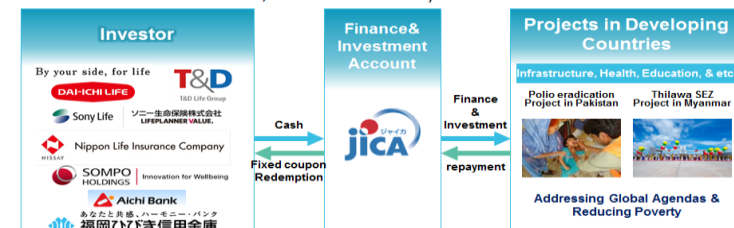
17.3 Mobilize additional financial resources for developing countries from multiple sources

(国際会議における紹介事例)

JICA mobilizes domestic Private Finance for



- JICA launched on September 2, 2016 Fiscal Investment and Loan Program (FILP) Agency bonds: non-government guaranteed domestic bonds in two tranches total ¥ 35 billion.
- It marks the first time that a Japanese issuer offers bonds reflecting features of Social Bonds defined by the International Capital Market Association (ICMA) in June 2016, in the Tokyo Market.
- Japan Research Institute has provided an independent second opinion on the bonds' qualification as "Social Bonds".
- JICA has issued 38 bonds so far, total ¥485 billion in Tokyo Market since 2008.

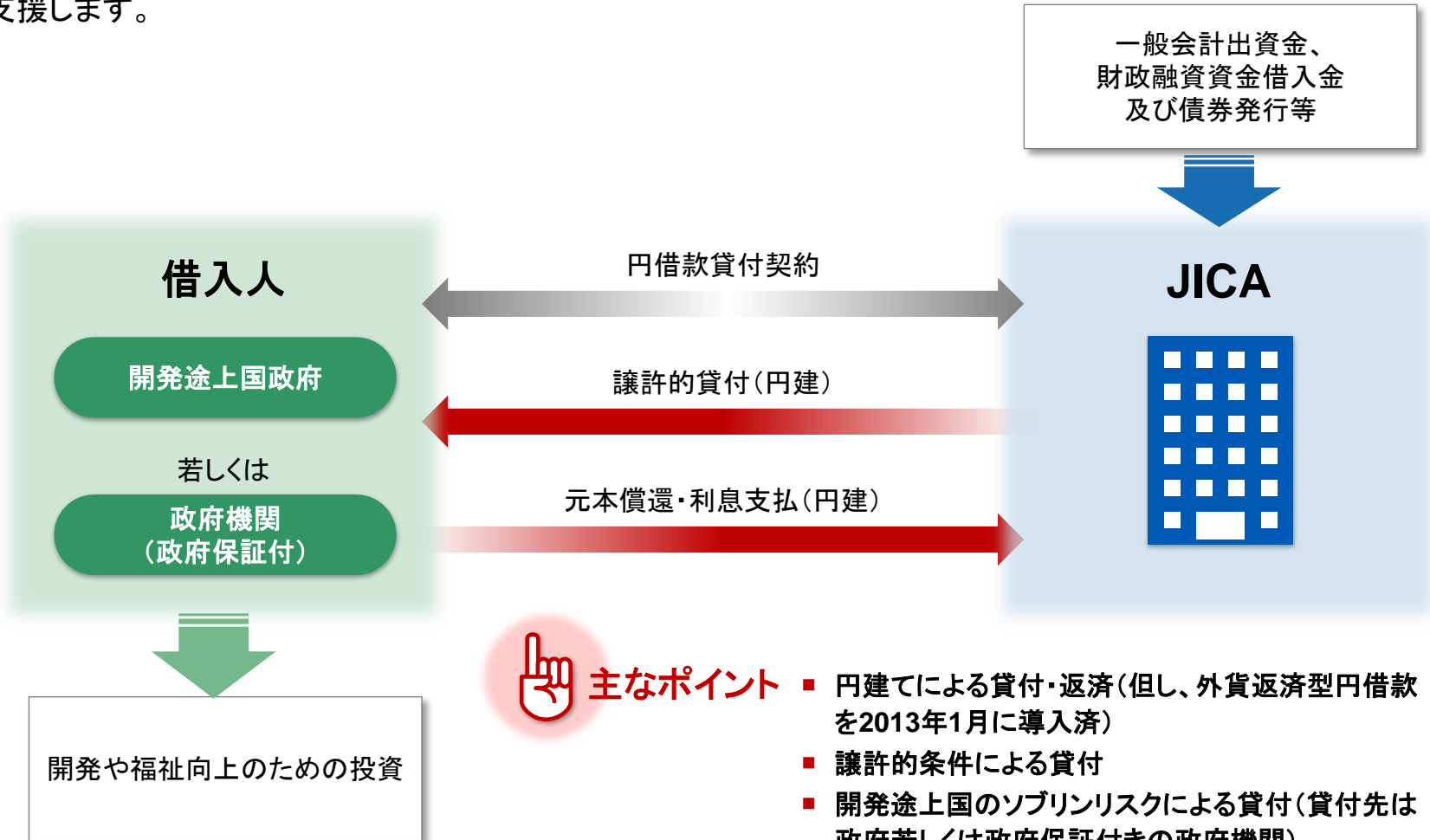


T&D Holdings, Inc., Taiyo Life Insurance Company, Daido Life Insurance Company, The Dai-ichi Life Insurance Company, Sony Life Insurance Co., Ltd., Nippon Life Insurance Company, Sompo Japan Nipponkoa Insurance Inc., Aichi Bank & Fukuoka Hibiki Shinkin bank announced on website to invest in JICA bonds for contribution to ESG/SDG.



Ⅲ. 円借款の概要： 円借款の流れ

- 円借款は、開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸し付けることにより、開発途上国の発展への取組みを支援します。



主なポイント

- 円建てによる貸付・返済(但し、外貨返済型円借款を2013年1月に導入済)
- 譲許的条件による貸付
- 開発途上国のソブリンリスクによる貸付(貸付先は政府若しくは政府保証付きの政府機関)
- 2015年11月「質の高いインフラパートナーシップ」等を踏まえた円借款・海外投融資の制度改善策を発表(迅速化、ドル建て借款の創設等)

Ⅲ. 円借款の概要： 円借款供与条件(2017年10月16日以降に事前通報が行われる案件に適用)

所得段階	一人当たりGNI (2013年)	条件	適用金利	基準/オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち据置期間 (年)	調達条件
LDCうち貧困国 ^(注1)					0.01	40	10	アンタイド
L D C 又は 貧困国 (US\$ 1,025以下)		STEP ^(注2:以下同じ)	固定金利	基準	0.10	40	12	タイト
		ハイスペック ^(注3:以下同じ)	固定金利	基準	0.25	30	10	アンタイド
		優先条件 ^(注4:以下同じ)	変動金利 ^(注5:以下同じ)	基準	¥LIBOR+25bp	30	10	
			固定金利	基準	0.90	30	10	
		一般条件	変動金利	基準	¥LIBOR+35bp	30	10	
固定金利	基準		1.00	30	10			
低中所得国	US\$ 1,026 以上	STEP	固定金利	基準	0.10	40	12	タイト
		ハイスペック	固定金利	基準	0.50	30	10	アンタイド
			優先条件	変動金利	基準	¥LIBOR+65bp	30	
	US\$ 4,035 以下	優先条件	固定金利	基準	1.30	30	10	
			一般条件	変動金利	基準	¥LIBOR+85bp	30	
	中進国以上	US\$ 4,036 以上	ハイスペック	固定金利	基準	0.70	30	10
優先条件				変動金利	基準	¥LIBOR+85bp	30	10
US\$ 12,475 以下		優先条件	固定金利	基準	1.50	30	10	
			一般条件	変動金利	基準	¥LIBOR+105bp	30	10
一般条件	固定金利	基準	1.70	30	10			
コンサルティングサービス		コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。						
プログラム借款オプション		協調融資の場合は譲許性を確保しつつ、協調融資先の償還期間と同一にすることができる。						

((注1) LDCうち貧困国は、分野にかかわらず、0.01%、40年(10年)を適用。LDCうち貧困国から上位の所得階層に移行する際は、直ちに適用金利を変更せず、3年間の移行期間を設定。

(注2) STEP(本邦技術活用条件)は、OECDルール上タイト借款が供与可能な案件のうち、我が国の優れた技術やノウハウを活用するものとして途上国から本条件適用の要請があるもので、かつ我が国の事業者の有する技術やノウハウが必要かつ実質的に活かされる案件に適用。STEP対象国は、OECD公的輸出信用アレンジメント上タイト借款が供与可能な国。但し、LDC(国連開発計画委員会のLDCリスト掲載ページを参照)を除く。

(注3) ハイスペック借款は、「質の高いインフラ」を推進すると認められるプロジェクト借款案件に適用(適用に当たっては具体的な案件毎に検討。)

(注4) 優先条件が適用されるのは、環境・気候変動分野、保健・医療分野、防災分野及び人材育成分野。

(注5) 円LIBOR(6か月物)部分のみ変動し、スプレッドは固定するFixed Spread Loanを適用。変動金利の下限金利は0.1%とする。

(注6) 災害復旧分野(災害復旧スタンド・バイ借款を含む)は、所得階層にかかわらず、0.01%、40年(10年)を適用。災害復旧スタンド・バイ借款は、外貨返済型円借款が適用可能な償還期間(据置期間)である、20年(6年)、15年(5年)も選択可能とする。

(参考)

IMFのプログラムが順調に進んでいる国及びIDAグラント供与国については、IMFの譲許性基準を満たすよう供与条件を変更することができる。

一般条件及び優先条件の固定金利については、市場実勢を踏まえ、変動金利と等価の金利水準となるよう、定期的に見直すものとする。

中進国以上には固定金利も選択可能であるが、原則変動金利を適用するものとする。

(※) GNI: 国民総所得(Gross National Income)

(※) LDC: 後発開発途上国(Least Developed Countries)

(※) STEP: 本邦技術活用条件
(Special Terms for Economic Partnership)

Ⅲ. 円借款の概要： 円借款供与条件 – 主要国所得階層別分類(2017年4月改訂)

所得階層	一人当たりGNI	国名
LDCのうち貧困国		アフガニスタン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コモロ、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ネパール、ハイチ、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、南スーダン、ミャンマー、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
L D C 又は 貧困国(US\$ 1,025以下)		アンゴラ、イエメン、カンボジア、キリバス、サントメ・プリンシペ、ザンビア、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、赤道ギニア、ソロモン諸島、ツバル、バヌアツ、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、モーリタニア、ラオス、レソト
低・中所得国	US\$ 1,026以上 US\$ 4,035以下	アルメニア、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、エジプト、エルサルバドル、ガーナ、カーボヴェルデ、カメルーン、キルギス、グアテマラ、ケニア、コソボ、コートジボワール、コンゴ共和国、サモア、シリア、スリランカ、スワジランド、タジキスタン、チュニジア、ナイジェリア、ニカラグア、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム、ボリビア、ホンジュラス、ミクロネシア、モンゴル、モルドバ、モロッコ
中進国以上	US\$ 4,036以上 US\$ 12,475以下	アゼルバイジャン、アルジェリア、アルゼンチン、アルバニア、イラク、イラン、エクアドル、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、ジョージア、スリナム、セルビア、セントビンセント・グレナディーン、セントルシア、タイ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナミビア、パナマ、パラオ、パラグアイ、フィジー、ブラジル、ブルガリア、ベラルーシ、ベリーズ、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、マケドニア、マーシャル諸島、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モーリシャス、モルディブ、モンテネグロ、ヨルダン、リビア、ルーマニア、レバノン

IV.民間連携、地方における取組： 民間連携ツール

更なる市場拡大へのボトルネック

ファイナンス組成上の問題点

- 期間のミスマッチ（特にインフラ）
- 高い事業リスク（特にBOP）
- 長期で安定的なリスクマネー提供者／レンダーの不在

案件組成に係るコスト高

- 途上国市場の情報不足
- 事業実施経験不足

事業実施上の不確実性

- 完工リスク
- 法令／政策／制度変更リスク

官民のリスク分担のあるべき姿

- 需要変動リスクへの対応まで取るPPP案件は限定的

途上国民間セクター支援においてJICAと連携することのメリット

開発に資する民間事業成立に不可欠な要素を、各種スキームで総合的に支援

⇒ 例：政策・制度改善、計画立案、運営維持管理指導等の技術協力

インフラを中心とし、途上国での豊富な支援実績を通じ構築した先方政府との関係を活用しリスク軽減の可能性

⇒ 例：料金政策の着実な実行の担保

途上国におけるネットワーク・知見の提供

⇒ 例：情報不足の補完（コスト／参入障壁低減）

長期でゆるやかな条件の資金提供

中小企業の海外展開における情報、知見、資金等の提供

協力準備調査
(PPPインフラ)

協力準備調査
(SDGsビジネス調査)

海外投融資

中小企業の
海外支援展開

民間連携ツール

IV.民間連携、地方における取組： 地方における取組

日本の企業・大学・行政・市民と途上国をつなぐ

- JICAは国内15拠点を窓口として途上国と日本各地をつなぐ仕事をしています。
- 国内の企業・大学・行政・市民の皆さまが有する経験・ノウハウを活かして途上国の課題解決に貢献するべく取り組んでいます。



IV.民間連携、地方における取組： 地方自治体とJICAの連携事例

ミャンマー共和国ヤンゴン市における水道事業

- JICAはヤンゴン市の水道サービス向上のため、円借款による浄水場整備、無償資金協力による緊急の漏水対策等のハード面、運営維持管理に携わる人材育成のソフト面を支援中。
- 福岡市は水道局職員をJICA専門家としてヤンゴン市に派遣、JICAの研修員として日本に派遣されたヤンゴン市職員に短期の研修も実施。



ヤンゴン市役所にて調印式に臨むJICAミャンマー事務所長

水道局職員を JICA専門家 として派遣



JICA研修員として来日したヤンゴン市職員の 研修受入

IV.民間連携、地方における取組： 中小企業の海外展開支援事例

ウニの沿岸完全養殖・加工システムの事業展開に関する案件化調査

- 株式会社貝援隊(島根県出雲市)、中浦食品株式会社(島根県松江市)

フィリピン共和国の開発課題

- 雇用創出と継続的な貧困削減を実現する「包摂的成長(Inclusive Growth)」を目指している。
- 地域漁民の生活は安定しなく、雇用がない。

中小企業の技術・製品

- 株式会社貝援隊によるウニを受精から収穫まで行う“種苗生産技術”と、中浦食品株式会社による“生産したウニのスチーム加工技術”。これにより、種苗生産～加工まで一貫生産することができる養殖・加工システムを導入する。

調査を通じて提案されているODA事業及び期待される効果

- ✓ 普及・実証事業にて、ウニの生産から販売までのビジネス可能性と地域住民の収入向上の実現性を実証する。
- ✓ 提案技術は通年養殖が可能で、かつ付加価値の高いウニ加工商品に仕上げるため、関連産業に従事する同国漁民の雇用の維持・確保と脆弱な経済基盤の改善(漁民の収入向上)に寄与する。

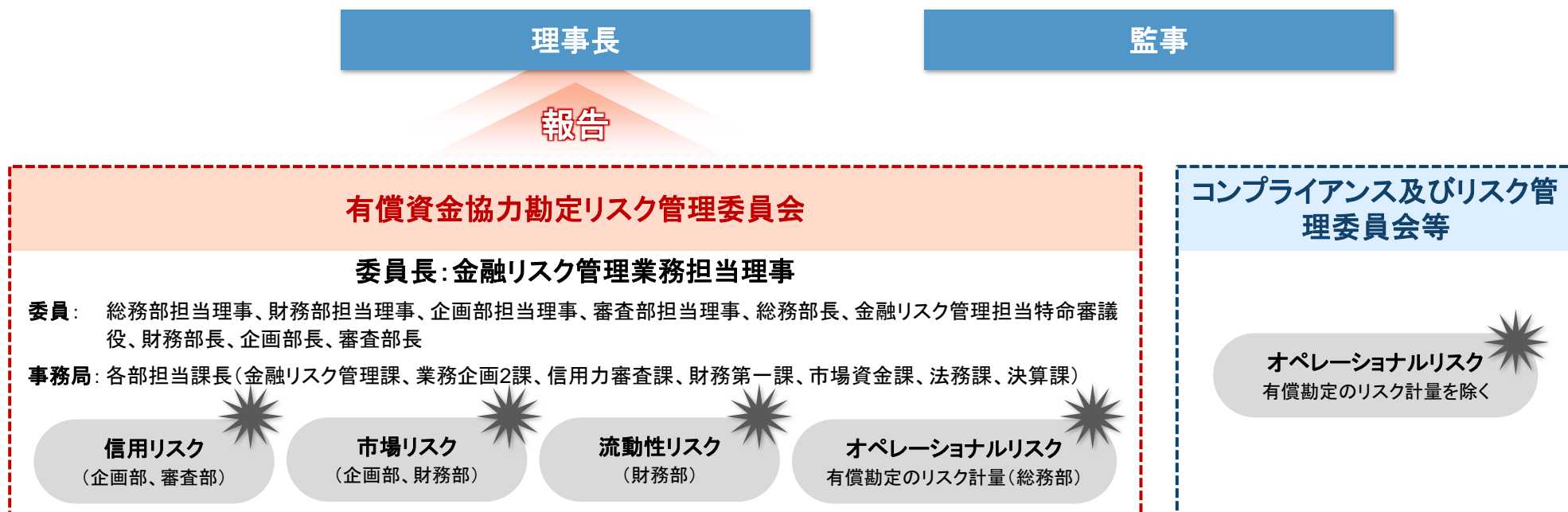
日本の中小企業のビジネス展開

- ウニの加工品は、国内外で付加価値の高い収益性のある商品であるため、①寿司ネタ向け、②その他商品向け(例:塩ウニ加工・ウニを用いたソース・ペースト)を想定しており、実際に販路確保に向けた取り組みを行っている。また振り分けとしては、収穫物の50%は寿司ネタとして日本に輸出し、残り50%はフィリピンでの消費と世界への輸出にあてる計画である。

V. コーポレートガバナンス： 有償勘定の統合的リスク管理

有償勘定のリスク管理態勢

- 有償資金協力勘定統合的リスク管理規程： 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクの管理方針を策定
- 有償資金協力勘定リスク管理委員会： 統合的リスク管理に関する重要事項を審議
委員長： 金融リスク管理業務担当理事
審議事項： リスクの統合的な管理方針及び分析結果、管理手法等



監査室

V. コーポレートガバナンス：信用リスク

有償資金協力勘定における信用リスクの特徴

- 貸出の大宗は外国政府向け(ソブリン融資)
 - ⇒ 債権国会議(パリクラブ)の公的債権保全スキームを活用したソブリン債権管理(→パリクラブについては次ページをご参照)
- 政府の政策的要請に基づき供与額・供与先が決定される
 - ⇒ 個別与信判断や与信集中管理の自由度が少ない(特定少数の供与先という特殊性)
- 円借款債権は長期貸出が前提
 - ⇒ 貸出中に貸付先の政治・経済状況の変化等により債務負担能力が変化する可能性が高い

有償資金協力勘定における信用リスク管理

- 原則として全ての与信先に対して信用格付を付与。信用格付は与信先のリスクプロファイルを踏まえて適時見直しを実施
- 民間金融機関と同様、有償資金協力勘定においては金融検査マニュアルに沿った資産自己査定を実施
- 資産自己査定を踏まえて引当金を計上

V. コーポレートガバナンス：信用リスク(公的債権保全のメカニズム)

JICAの公的債権者としてのステータス

- JICAのソブリン債権は相手国の公的債務として取り扱われる＝債権国会議(パリクラブ)での交渉・支援対象

債権国会議(パリクラブ)とODA債権の位置づけ

- パリクラブとは、対外債務の返済が困難となった国に対して、二国間公的債務(ODA債権及び非ODA債権)の債務再編措置を取り決めるための国際会合(フランス経済財政産業省が主催)
- 債権国、債務国とも政府が代表となって交渉
- 債務国がIMFとの間で融資を伴う経済プログラムに合意している事を前提に債務再編措置(繰り延べ又は削減)を行う
- ODA債権と非ODA債権を区別しており、ODA債権は債務削減ではなく繰り延べによる対処が原則

政策的判断により債務が削減されたケース－旧JBIC経協勘定における債務救済の経緯

- 2000年に向けて最貧国の債務帳消しを求める国際世論が活発化、2002年11月、日本政府は、債務救済対象国(重債務貧困国(HIPCs)等)に対する債務救済の方法を、従来の「債務救済無償の供与」から「JBIC円借款債権の放棄」に変更することを決定
- これを受け、2002年度決算(旧JBIC海外経済協力勘定)以降、債権放棄対象額(8,764億円)について償却もしくは個別引当済み。引当や債権償却の原資として、積立金及び各年度の利益金を充当する一方、財務基盤安定の観点より2003年度以降2009年度まで交付金の形で予算上の手当てを受けた

V. コーポレートガバナンス：市場リスク

有償資金協力勘定における金利リスクの主な要因

- 円借款の貸付金利(供与条件)は承諾時に日本政府によって政策的に決定される
- 円借款は事業の進捗に応じて貸付実行されるものが大半であり、貸付金利の決定のタイミングと資金調達のタイミングにずれが生じるため、この期間の金利変動リスクを負っている

ALM業務

- 金利推移モデルを使用したシミュレーションを実施。各種リスク要因への感応度の低いポートフォリオの模索
- デュレーション、BPV、GPS、EaR、ストレステストの確認・分析等リスク現況の定期的なモニタリングを通じ、リスク管理施策の調整を適宜実施

注)BPV: Basis Point Value, GPS: Grid Point Sensitivity, EaR: Earning at Risk

金利リスクへの対応

- 法制度上の手当てによる自己資本の備え ← 出資金受入、利益剰余金積立(準備金)
- 2010年度より金利スワップを実施
- 負債調達(財融借入及びJICA債)の条件多様化
- 円借款供与条件の改定(供与条件見直し頻度の増加、変動金利貸付の拡充等)

価格変動リスクへの対応

- 保有している株式は、政策目的で保有しており、出資先の市場環境や財務状況、為替などによる評価損の変動をモニタリングしている

V. コーポレートガバナンス：流動性リスク、オペレーショナルリスク

流動性リスクへの対応

- 有償資金協力勘定における資金調達、主として政府からの資金（財政投融资及び一般会計出資金）であり、市場からの調達（JICA債及び短期借入）は限定的であることから、流動性リスクには一定の耐性がある
- 一方、資金繰りリスクとして、予期せぬ延滞の発生等が存在し得ることから、以下の対応をとっている
 - ・ 資金需要に応じた一定の手許余裕金を確保
 - ・ 短期的な資金ギャップに対応する機動的な資金調達手段として、民間金融機関からの借入枠を確保
 - ・ 余裕金運用は、「安全かつ効率的な」資産に限定して実施（通則法第47条、JICA法第36条）

オペレーショナルリスクへの対応

- 事務手続きにおけるプロセスチェックの徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実、機械化・システム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めているほか、理事長直属の内部検査担当部門として他部門から独立した監査室が、本部、国内拠点、海外拠点の監査を実施
- 「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、役員および関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めている
- コンプライアンスの推進、役職員のコンプライアンスへの意識の醸成に努めている

(参考) 一般勘定予算及び決算： 2018年度予算(政府案)

技術協力

(単位:億円)

		2017年度	2018年度
		予算	予算
収入	運営費交付金	1,503	1,498
	その他の収入	7	24
	計	1,510	1,522
支出	一般管理費	93	95
	業務経費	1,413	1,405
	受託経費	3	1
	寄附金事業費	0	0
	施設整備費	2	20
	計	1,510	1,522

出所: JICA作成

(※) 億円未満は四捨五入しており、合計と内訳が一致しない場合があります

無償資金協力事業規模(外務省予算)

(単位:億円)

2017年度	2018年度
予算	予算
1,631	1,605

※外務省実施分・JICA実施分を含む無償資金協力全体の予算

(参考)一般勘定予算及び決算： 2016年度決算

- 一般勘定の事業・経費を賄う主要な収入源は政府からの運営費交付金
- 支出予算は、収入予算の範囲内で組まれており、借入は行っていない

比較貸借対照表

(単位:百万円)

	2015年度末	2016年度末
流動資産	207,925	210,855
固定資産	44,087	44,101
資産合計	252,012	254,956
流動負債	196,808	164,135
固定負債	3,063	4,517
負債合計	199,871	168,652
資本金	63,217	62,452
資本剰余金	△17,867	△19,057
利益剰余金	6,792	42,909
純資産合計	52,142	86,304
負債純資産合計	252,012	254,956

比較損益計算書

(単位:百万円)

	2015年度	2016年度
経常費用	246,619	246,946
経常収益	248,252	258,918
(うち運営費交付金収益)	152,871	175,834
(うち無償資金協力事業資金収入)	91,152	79,246
経常利益	1,634	11,972
臨時損失	38	45
臨時利益	48	24,190
当期純利益	1,644	36,117
前中期目標期間繰越積立金取崩額	253	501
当期総利益	1,896	36,619

お問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構 財務部 市場資金課
〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
TEL: 03-5226-9279
FAX: 03-5226-6383
URL: <http://www.jica.go.jp/investor/index.html>

免責事項

本資料は、当機構に関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、債券の募集、販売などの勧誘を目的としたものではありません。また、本資料に記載されている機構以外の国内機関、国際機関、統計数値などにかかわる情報は、公開情報などから引用したものであり、情報の正確性などについて保証するものではありません。

債券への投資をご検討される場合には、当該債券の発行にあたり作成される債券内容説明書およびその他入手可能な直近の情報などをご確認頂き、投資家の皆様のご自身の責任でご判断下さいますようお願い致します。